

# 令和6年度千葉市ネットパトロール業務委託仕様書

## 1 事業・委託業務名

令和6年度千葉市ネットパトロール業務委託

## 2 業務の目的

青少年がインターネットを通じて犯罪被害に逢わないよう、また、ネットトラブルの加害者、被害者にならないよう、ネットパトロールを実施する。

## 3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 各種SNS及び各種ウェブサイト等における投稿内容（文言・画像・動画等）の調査

#### ① 調査対象校

千葉市内及び近隣地区の学校 計：173校（予定）

予定校数 【市立小学校107校、国立小学校1校

市立中学校および市立中等教育学校55校、

国立中学校1校、県立中学校1校、私立中学校3校

市立高等学校2校、特別支援学校3校】

#### ② 調査範囲：各種SNSとGoogleマップ、学校非公式サイト及び掲示板、口コミサイト、YouTube等の各種ウェブサイト等における投稿内容

#### ③ 調査実施頻度

調査対象校について毎月1回以上の巡回パトロール

#### ④ 調査の方法

各調査対象校の学校名および学校名の略称や不適切と考えられる用語等のキーワード（隠語、ネットスラング等含む）を用いて、各種SNS及び各種ウェブサイトの検索・調査を行う。

その結果、リスクの存在が判明した各種SNS及び各種ウェブサイトの投稿内容について、目視で内容を確認し、下記表1の分類に従って「月毎レベル分類リスト」として業務報告書を作成する。「月毎レベル分類リスト」のうち、レベル外については、抽出した学校名、学年、性別、アカウント、サイトの提供サービス名・URL、投稿内容等を記載すること。レベル1～3については、上記レベル外の記載内容に加え、該当画像及び動画（スクリーンショット可）を用いて具体的に根拠を示

し、どのようなリスクが潜在するか等を可能な限り詳細に記載すること。

#### ⑤ 業務報告書

受託者は下記表1の分類に従って作成した月毎の「業務報告書」を「月毎レベル分類リスト」を添付して、翌月10日までに電子データで市に提出する。

3月の業務の実施後は、3月分と一年間の調査結果を取りまとめた報告書を4月10日までに電子データで市に提出すること。業務報告書様式については、市と調整の上決定すること。

受託者は下記表1の分類のうち、レベル2、レベル3に係る直ちに報告が必要な投稿内容について、別途、詳細をまとめた報告書を作成し電子データにより速やかに市に報告すること。

表1

	危険度	内容
①	レベル外	下記に該当しないが、学校が特定できる
②	レベル1	自分自身の個人情報の公開※
③	レベル2	自分自身の詳細な個人情報の公開
④		他人の個人情報の公開
⑤		個人や団体を特定した誹謗中傷
⑥		暴力・問題行動（飲酒・喫煙・深夜帯等）
⑦		わいせつ表現（文言・写真・動画等）
⑧	レベル3	少年の刑事事件
⑨		自傷行為（自殺予告等）・自殺に係るもの等

※氏名、学校名・本人とわかる文言・画像・動画等により、個人を特定できる投稿内容。

#### ⑤ レベル毎の対応

レベル1：毎月、新着投稿確認・更新確認（各種SNS及び各種ウェブサイト）を行う。翌月10日までに、発見状況をまとめた業務報告書によって報告する。

レベル2：発見日から起算して閉庁日を除き2日以内に市へ電子データにて報告を行う。また、発見より1か月間、毎日監視を行う（状況や内容により監視期間を延長する）。内容に変化があれば、その都度、市へ電子データにて報告を行う。翌月10日までに、別途発見状況をまとめた業務報告書によって報告する。

レベル3：発見したら直ちに市へ電子データにて報告を行う（閉庁日の場合は別途連絡先へ報告する）。

また、発見より1か月間、毎日監視を行う（状況や内容より監視期間

を延長する)。内容に変化があれば、その都度、市へ電子データにて報告を行う。翌月10日までに、別途発見状況をまとめた業務報告書によって報告する。

内容が緊急性の高いもの(犯行予告、命にかかわるもの)である場合には、直ちに、市担当者の緊急連絡先として伝えてある連絡先へ報告すること。直接、受託者から警察・学校等へ通報は行わないこと。

※レベル2、レベル3の報告については、問題ある投稿内容等の詳細をまとめた報告書として電子データにより速やかに報告すること。

#### ⑥ 削除支援

削除支援が必要と判断される場合には、受託者は第三者の立場からサイト管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除が実行されたかどうかについて確認し、市に報告する(但し、法律事務を除く)。なお、受託者はあくまで投稿者または被投稿者である学校や児童生徒(以下、「当事者」という。)とは無関係の第三者の立場から、削除依頼の要否を判断し、実行するものであり、当事者の代理あるいは代行をするものではない。

#### ⑦ 個別調査

個人及び学校や団体等に関する事件や事故、リスクレベルに応じた事案等の問題が発生した場合は、市の求めに応じて個別調査を行うこと。調査期間は、市の求めに応じて定める(概ね1か月程度)。

調査結果は電子データにより速やかに市に報告すること。なお、個別調査に関する連絡は、必ず市の担当者にすること。調査報告書様式については、市と調整の上決定すること。

#### ⑧ 調査に必要な情報の提供について

市は受託者に対し、本調査に必要と想定される以下の情報を提供する。

- ア 担当者名、報告先メールアドレス、電話番号、FAX 番号、緊急連絡先(電話番号、メールアドレス)
- イ 対象学校一覧
- ウ 対象校の既知の略称・通称
- エ その他(協議により決定する)

#### (2) 学校支援業務

市の求めに応じて、市内各地域の学校長や生徒指導担当者を対象とした連絡会議や青少年サポートセンター所員会等において、ネットパトロール事例や情報デジタルシティズンシップ等を用いた研修会の講師を務めること(年5回程度)。

### 5 履行場所

#### (1) 各種SNS及び各種ウェブサイトにおける投稿内容の調査

受託者の定める場所。

(2) 学校支援業務

市が指定する場所。なお、研修実施場所までの交通費等の支給はしない。

6 「各種SNS及び各種ウェブサイトにおける投稿内容の調査」業務を実施するための体制

(1) 監視員の配置

受託者は業務を遂行するにあたり、監視員を配置すること。

(2) 監視業務責任者

受託者は受託業務を円滑に運営するため、監視業務責任者を配置すること。また、監視業務責任者は、調査内容及び業務報告書等における連絡・調整役を担うこと（別途担当者を配置することも可）。なお、各種SNS及び各種ウェブサイト等への問題ある投稿内容の検索・監視等業務に従事する経験がある者が望ましい。

(3) 監視業務責任者の業務

監視業務責任者は、市への月毎報告及び随時報告を行うほか、監視員に対する指導を行うこと。また、緊急の対応を要する投稿内容を発見した場合等については、組織内での支援体制や市への連絡体制を確保するなど、業務の円滑な執行管理を行うこと。

(4) 監視業務責任者及び監視員名簿の提出

受託者は本業務開始日時までに監視業務責任者及び監視員の名簿および連絡先（電話番号やメールアドレス等）を市に提出すること。

受託者は、監視業務責任者又は監視員名簿の変更を行う必要が生じた場合には、事前にその内容を提出すること。

(2) 作業場所の設備

作業場所は個人の秘密保持に十分配慮した構造とすること。また、個人情報適切に管理すること。

7 委託料の支払い

月払いとする。

8 その他

(1) 受託者はこの仕様書に従い、委託業務履行に関する法令を遵守して当該業務を行うこと。

(2) 業務の実施にあたり、市が不相当であると認める事項については、受託者は直ちに業務改善の措置を講じること。また、市が業務実施に支障があると判断した場合は受託者に対して研修講師等の変更を求める場合がある。

- (3) 業務履行中に受託者の故意または過失により問題となる事件・事故等が発生した場合は、受託者は速やかにその内容を書面にまとめ、市に報告するとともに、受託者の責任において対処すること。
- (4) 業務実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の策を講じること。
- (5) 仕様書に定めのないことについては、双方で協議し円滑に対処するものとする。  
なお、変更があった場合は変更契約を結ぶものとする。

## 9 発注課

千葉県千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター8階

千葉市子ども未来局子ども未来部健全育成課青少年サポートセンター

TEL : 043-245-3700

FAX : 043-245-3711

E-mail : [seishonensupport.CFC@city.chiba.lg.jp](mailto:seishonensupport.CFC@city.chiba.lg.jp)